



# 労働基準監督官の仕事

働く人のために その力を原動力に





# はじめに ～労働基準監督官とは～

全国では、約410万の事業場で約5,300万人が働いています。労働者が安心して働ける職場環境を実現するためには、労働基準法などで定められた労働条件が確保され、その向上が図られることが重要です。

労働基準監督官は、労働基準関係法令に基づいてあらゆる職場に立ち入り、事業主に対し法に定める基準を遵守させることにより、労働条件の確保・向上、働く人の安全や健康の確保を図ることを任務とする厚生労働省の専門職員です。

#働き方改革

#賃金不払残業

#リスクアセスメント

#労働災害

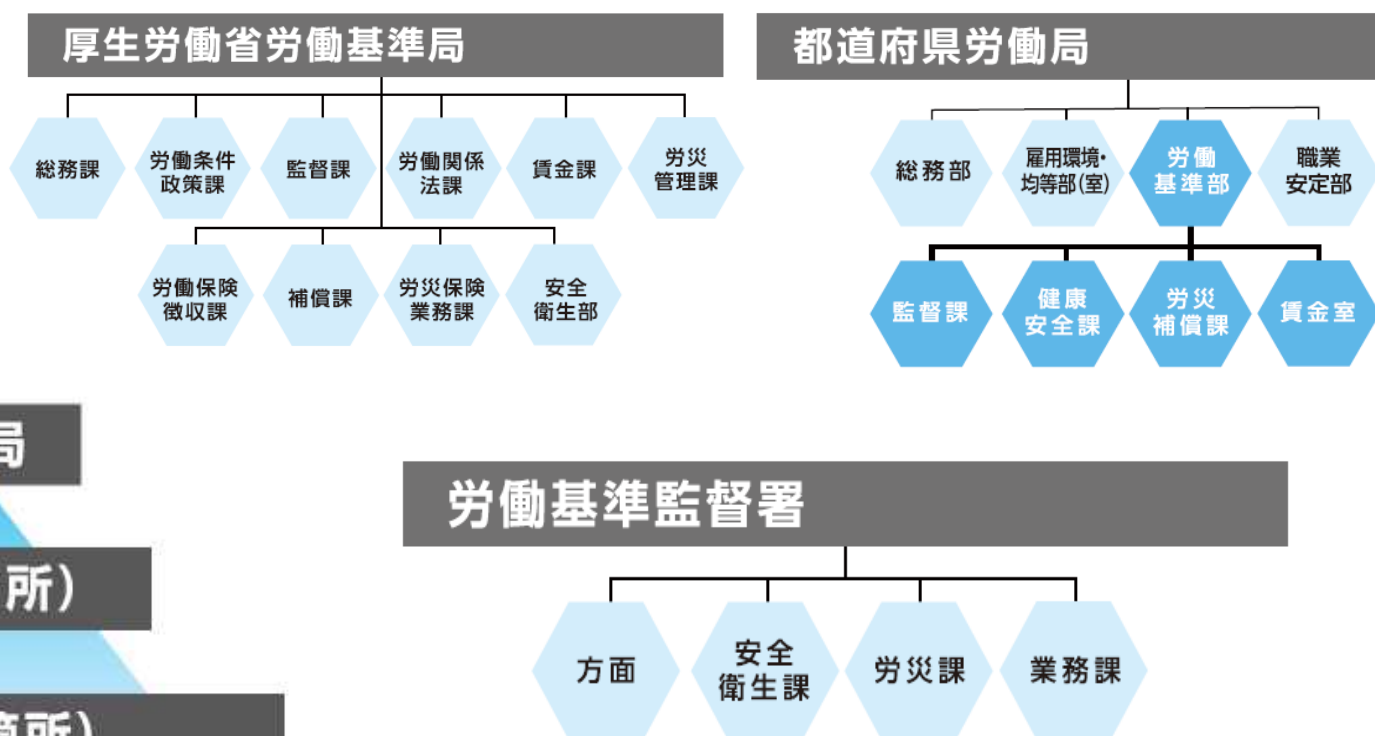
#過労死

#過重労働

# 1 労働基準行政の組織

労働基準行政の組織は、厚生労働大臣の下に**労働基準局**が、各都道府県には**都道府県労働局**が、さらに第一線機関として321の**労働基準監督署**が置かれています。これらはすべて国の機関です。

労働基準行政においては、国民を対象とした行政活動の多くを、第一線機関である**労働基準監督署**において展開しています。



※都道府県労働局及び労働基準監督署の組織図は一例であり局・署によって異なります

厚生労働省労働基準局

都道府県労働局 (47 箇所)

労働基準監督署 (321 箇所)

## 2 労働基準監督官の仕事①

## ～監督指導業務～

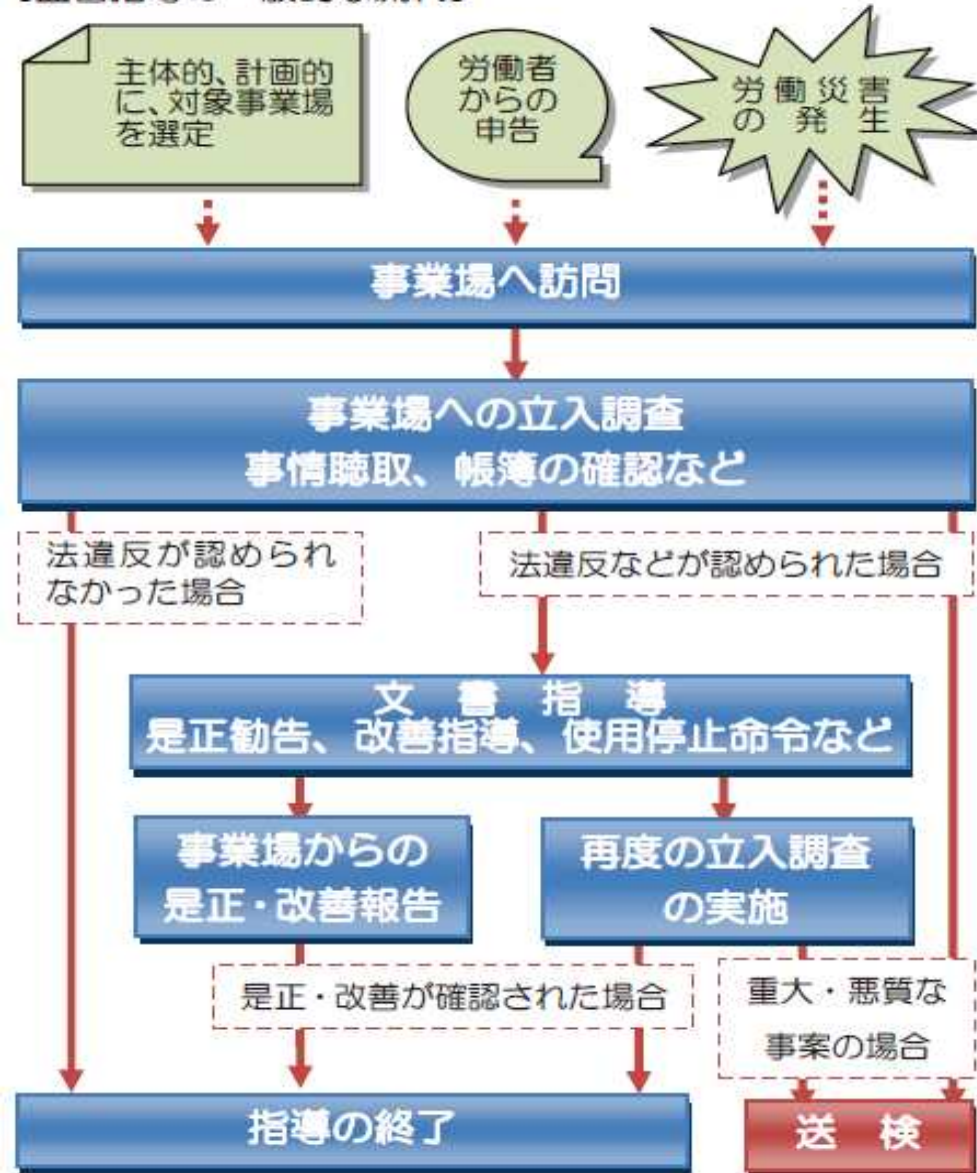
### 監督指導業務

労働基準法、労働安全衛生法などの法律に基づき、定期的にあるいは働く人などからの情報を契機として、事業場に立ち入るなどにより、機械・設備や帳簿などを検査して、関係労働者の労働条件について調査を行います

**法違反が認められた場合には、事業主などに対しその是正を指導するほか、危険性の高い機械・設備などについては、その場で使用停止などを命ずる行政処分を行うこともあります。**

また、監督指導以外にも、窓口で労働者や事業主からの相談を受けたり、事業主を集めて労働条件の確保・改善のための説明会を実施しているほか、労働基準関係法令に係る許認可の審査など、多様な業務を行っています

【監督指導の一般的な流れ】



(注1) 上図は一般的な流れを示したものであり、事案により、異なる場合もあります。

(注2) 事業場への監督指導は、原則として予告することなく実施しています。



# 監督指導業務 ～臨検監督の流れ～

## 労働者から相談



## 臨検監督に出発



## 機械・設備、作業を確認

建設現場や工場の機械・設備や作業方法が、安全衛生の基準を満たしているか確認します



## 労務関係資料を確認



## 指導文書の交付



法違反が認められた場合は、是正勧告書を交付し、是正を求めます

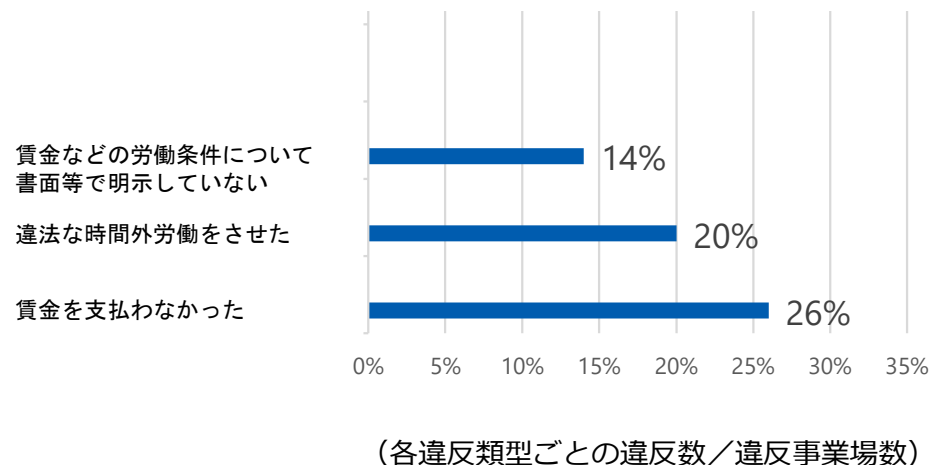
賃金台帳やタイムカードなどから、賃金不払残業や違法な長時間労働が行われていないかなどを確認します

# 監督指導業務 ～監督指導の状況～

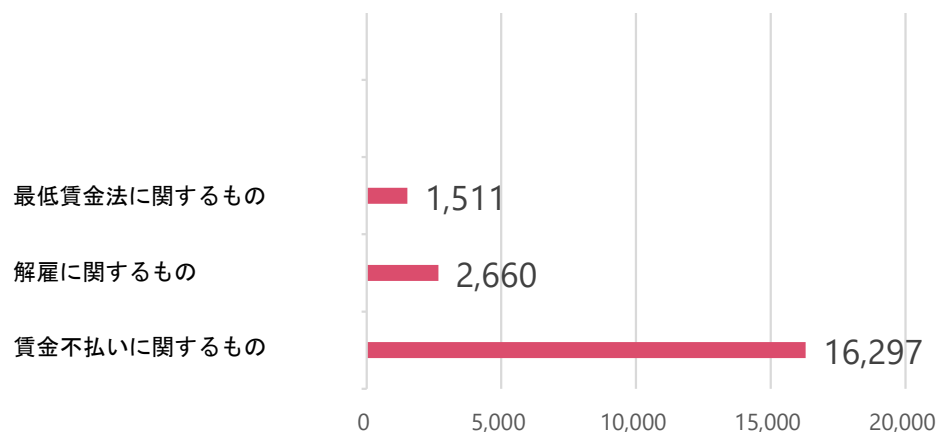
定期監督（主体的、計画的に実施する監督指導）は、令和4年には**約14万3,000件**実施し、そのうち**約70%**の事業場において何らかの労働基準関係法令違反が認められました。

これらの法違反のほとんどは、**労働基準監督官の指導等によって是正**されています。

定期監督における主な違反の種類



申告監督における各違反類型ごとの申立数



申告（労働基準法等の違反について行政指導を求めるもの）の受理件数は、令和4年で**約2万件**にのぼり、その内容は、賃金不払に関するものが最も多く、次に解雇に関するものとなっています。



# 3 労働基準監督官の仕事② ～安全衛生業務～

## 安全衛生業務

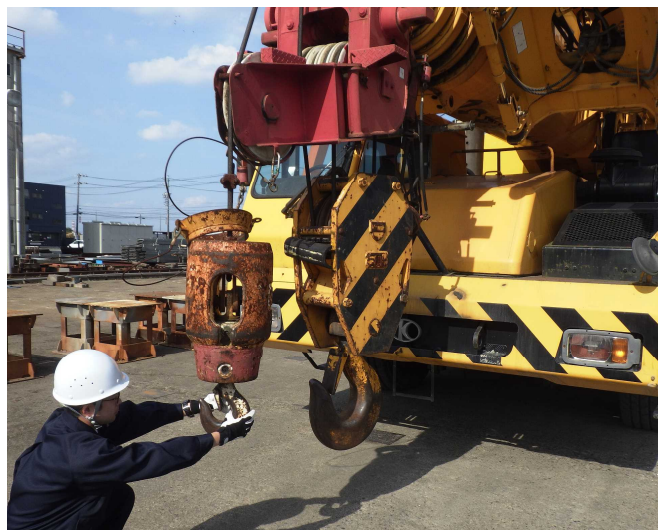
労働安全衛生法などに基づき、働く人の安全と健康を確保するための措置が講じられるよう事業場への指導などを行っています。

具体的には、クレーンなどの機械の検査や建設工事に関する計画届の審査を行うほか、事業場に立ち入り、労働災害が発生するおそれのある状況が認められた場合、事業主に対して改善するよう指導を行っています。

また、労働災害が発生した場合には、原因を究明し、再発防止のための指導を行います。



クレーンの崩落災害



機械・設備の状態の確認



実際の災害調査の様子



# 安全衛生業務 ～理工学系の専門分野と安全衛生業務～

労働基準監督官は、法律を扱うことから文系の職業だと思われがちですが、労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備も、労働基準監督官の重要な使命の一つです。

労働基準監督官には、**理工系の採用試験区分**もあり、**理工系学科で学んだ知識や、理工学的な思考は、産業現場で起こる様々な問題に対応するために活用できます。**

## (活用例)

### ○機械工学

工場におけるプレスやロボットなどの**産業機械**の安全性の確認・指導など

### ○電気工学

工場や建設現場における**電気設備**の安全性の確認・指導など

### ○土木、建築学

高層ビルの建築やトンネル建設などの**建設現場**における工事計画の安全性の審査、指導など

### ○化学

工場や研究施設、建設現場などにおける有機溶剤や鉛、石綿などの**化学物質**等を取扱う際の健康障害を防止するための指導など

### ○物理、数学

工場のボイラーや建設現場の足場などの機械設備や仮設物の**強度計算**など

廃炉作業などにおける**放射線**による健康障害を防止するための指導など

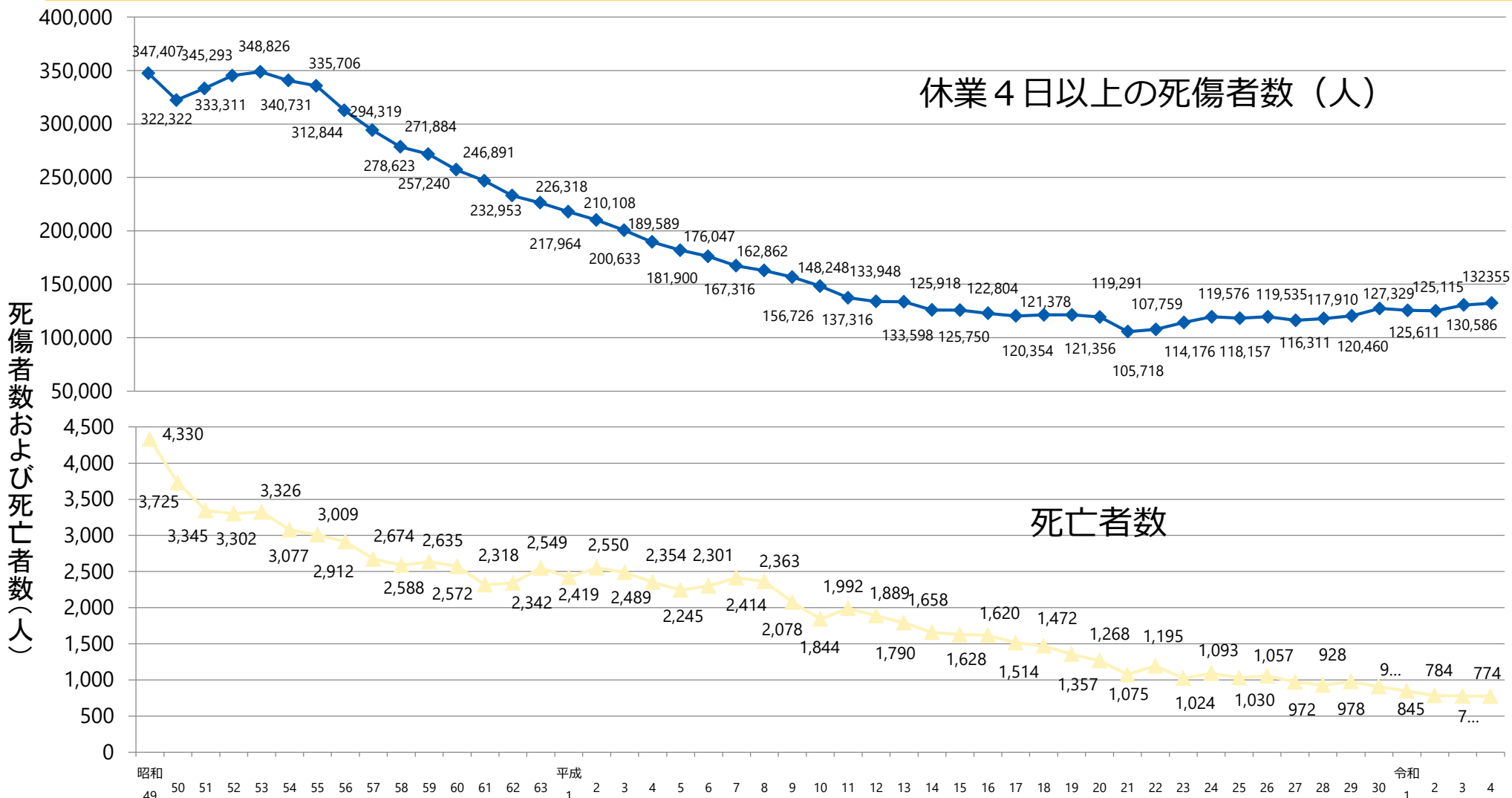




# 安全衛生業務

## ～労働災害による死亡者数、死傷者数の推移～

- 死亡者数は、平成29年以降減少傾向を維持している。
- 休業4日以上の死傷者数は、長期的には減少傾向にあるが、近年、増加傾向にあり、平成14年以降で過去最多となった。



出典：平成23年までは、労災保険給付データ(労災非適用事業を含む)、労働者死傷病報告、死亡災害報告より作成  
 平成24年からは、労働者死傷病報告、死亡災害報告より作成  
 ※新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。

# 4 労働基準監督官の仕事③ ～司法警察業務～

## 司法警察業務

監督指導の結果、是正勧告を受けた法違反を是正しないなど、**重大・悪質な事案については、司法警察官として、刑事訴訟法に基づき、取り調べなどの任意捜査や、捜索・差押え、逮捕などの強制捜査を行い、検察庁に送検**します。  
最近では、全国で毎年800件程度を検察庁に送検しています。

### 捜査会議

捜査方針を定め捜査を開始します。



### 捜索・差し押さえ

裁判所から令状をとり証拠品を押収します。



### 証拠品の分析



### 取調べ

被疑者や参考人から事情聴取をします。



### 検察庁に送検



※逮捕を行う場合もあります。



# 5 労働基準監督官の仕事④ ～その他～

労働基準監督官は以下の業務に就くこともあります。

## 労災補償業務

- 労災補償業務は、必要な保険給付を行うために、請求された個々の事案ごとに審査や調査を行い、労災保険適用の有無や給付範囲などの判断（認定）を行う業務です。
- 労災認定に当たっては、被災者や事業場関係者などから聴き取りを行ったり、関係資料の収集や主治医や専門医から医学的な意見を求めるなど、労災の認定基準に基づく高度な判断を行うための調査を行っています。

※「労災保険」とは、仕事や通勤が原因で負傷した場合などに、労働者やそのご遺族に対して、必要な保険給付を行う政府所管の保険制度です。



労災認定申請書(表面)

労働基準監督官宛

提出に際しては、提出する書類をよく読み、記入してください。

標準字体	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	ひ	ろ	一																											
	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	ト	ナ	ニ	ホ	ヘ	フ	ブ	ミ	ム	メ	モ	ヤ	ユ	ヨ	ラ	リ	ル	レ	ロ	ワ	ン

〒 34590

① 労働者番号

② 事業場番号

③ 労働者氏名

④ 労働者の生年月日

⑤ 労働者の性別

⑥ 労働者の職業

⑦ 労働者の勤務先

⑧ 労働者の勤務先住所

⑨ 労働者の勤務先電話番号

⑩ 労働者の勤務先業種

⑪ 労働者の勤務先業種

⑫ 労働者の勤務先業種

⑬ 労働者の勤務先業種

⑭ 労働者の勤務先業種

⑮ 労働者の勤務先業種

⑯ 労働者の勤務先業種

⑰ 労働者の勤務先業種

⑱ 労働者の勤務先業種

⑲ 労働者の勤務先業種

⑳ 労働者の勤務先業種

㉑ 労働者の勤務先業種

㉒ 労働者の勤務先業種

㉓ 労働者の勤務先業種

㉔ 労働者の勤務先業種

㉕ 労働者の勤務先業種

㉖ 労働者の勤務先業種

㉗ 労働者の勤務先業種

㉘ 労働者の勤務先業種

㉙ 労働者の勤務先業種

㉚ 労働者の勤務先業種

㉛ 労働者の勤務先業種

㉜ 労働者の勤務先業種

㉝ 労働者の勤務先業種

㉞ 労働者の勤務先業種

㉟ 労働者の勤務先業種

㊱ 労働者の勤務先業種

㊲ 労働者の勤務先業種

㊳ 労働者の勤務先業種

㊴ 労働者の勤務先業種

㊵ 労働者の勤務先業種

㊶ 労働者の勤務先業種

㊷ 労働者の勤務先業種

㊸ 労働者の勤務先業種

㊹ 労働者の勤務先業種

㊺ 労働者の勤務先業種

㊻ 労働者の勤務先業種

㊼ 労働者の勤務先業種

㊽ 労働者の勤務先業種

㊾ 労働者の勤務先業種

㊿ 労働者の勤務先業種

① 労働者の勤務先業種

② 労働者の勤務先業種

③ 労働者の勤務先業種

④ 労働者の勤務先業種

⑤ 労働者の勤務先業種

⑥ 労働者の勤務先業種

⑦ 労働者の勤務先業種

⑧ 労働者の勤務先業種

⑨ 労働者の勤務先業種

⑩ 労働者の勤務先業種

⑪ 労働者の勤務先業種

⑫ 労働者の勤務先業種

⑬ 労働者の勤務先業種

⑭ 労働者の勤務先業種

⑮ 労働者の勤務先業種

⑯ 労働者の勤務先業種

⑰ 労働者の勤務先業種

⑱ 労働者の勤務先業種

⑲ 労働者の勤務先業種

⑳ 労働者の勤務先業種

㉑ 労働者の勤務先業種

㉒ 労働者の勤務先業種

㉓ 労働者の勤務先業種

㉔ 労働者の勤務先業種

㉕ 労働者の勤務先業種

㉖ 労働者の勤務先業種

㉗ 労働者の勤務先業種

㉘ 労働者の勤務先業種

㉙ 労働者の勤務先業種

㉚ 労働者の勤務先業種

㉛ 労働者の勤務先業種

㉜ 労働者の勤務先業種

㉝ 労働者の勤務先業種

㉞ 労働者の勤務先業種

㉟ 労働者の勤務先業種

㊱ 労働者の勤務先業種

㊲ 労働者の勤務先業種

㊳ 労働者の勤務先業種

㊴ 労働者の勤務先業種

㊵ 労働者の勤務先業種

㊶ 労働者の勤務先業種

㊷ 労働者の勤務先業種

㊸ 労働者の勤務先業種

㊹ 労働者の勤務先業種

㊺ 労働者の勤務先業種

㊻ 労働者の勤務先業種

㊼ 労働者の勤務先業種

㊽ 労働者の勤務先業種

㊾ 労働者の勤務先業種

㊿ 労働者の勤務先業種

① 労働者の勤務先業種

② 労働者の勤務先業種

③ 労働者の勤務先業種

④ 労働者の勤務先業種

⑤ 労働者の勤務先業種

⑥ 労働者の勤務先業種

⑦ 労働者の勤務先業種

⑧ 労働者の勤務先業種

⑨ 労働者の勤務先業種

⑩ 労働者の勤務先業種

⑪ 労働者の勤務先業種

⑫ 労働者の勤務先業種

⑬ 労働者の勤務先業種

⑭ 労働者の勤務先業種

⑮ 労働者の勤務先業種

⑯ 労働者の勤務先業種

⑰ 労働者の勤務先業種

⑱ 労働者の勤務先業種

⑲ 労働者の勤務先業種

⑳ 労働者の勤務先業種

㉑ 労働者の勤務先業種

㉒ 労働者の勤務先業種

㉓ 労働者の勤務先業種

㉔ 労働者の勤務先業種

㉕ 労働者の勤務先業種

㉖ 労働者の勤務先業種

㉗ 労働者の勤務先業種

㉘ 労働者の勤務先業種

㉙ 労働者の勤務先業種

㉚ 労働者の勤務先業種

㉛ 労働者の勤務先業種

㉜ 労働者の勤務先業種

㉝ 労働者の勤務先業種

㉞ 労働者の勤務先業種

㉟ 労働者の勤務先業種

㊱ 労働者の勤務先業種

㊲ 労働者の勤務先業種

㊳ 労働者の勤務先業種

㊴ 労働者の勤務先業種

㊵ 労働者の勤務先業種

㊶ 労働者の勤務先業種

㊷ 労働者の勤務先業種

㊸ 労働者の勤務先業種

㊹ 労働者の勤務先業種

㊺ 労働者の勤務先業種

㊻ 労働者の勤務先業種

㊼ 労働者の勤務先業種

㊽ 労働者の勤務先業種

㊾ 労働者の勤務先業種

㊿ 労働者の勤務先業種

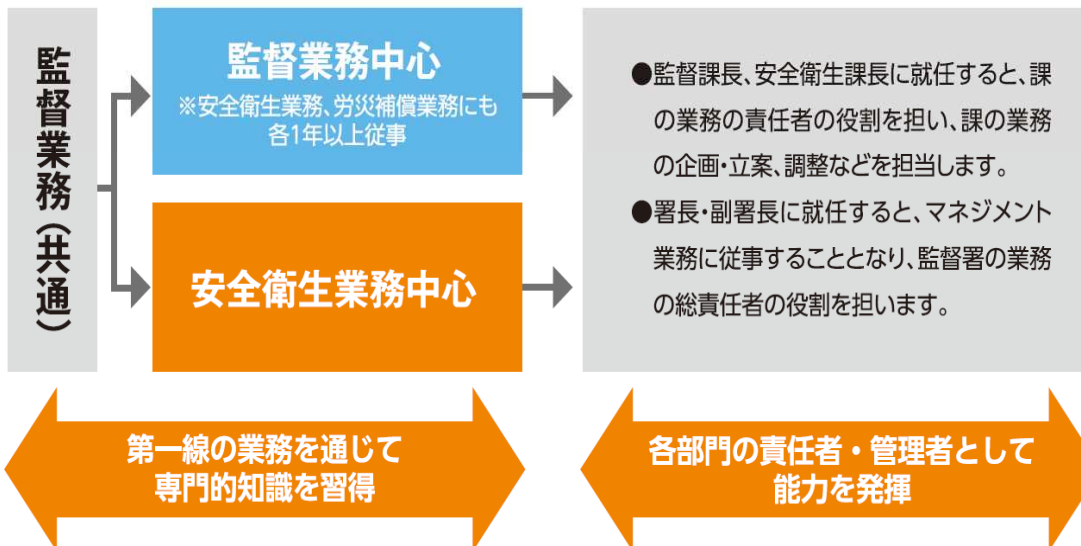
# 6 採用後の異動・キャリアパスについて

労働基準監督官採用試験の最終合格者を対象に、採用を希望する労働局において採用面接を行い、採用後は**主に採用された労働局又は管内の労働基準監督署で勤務**します。採用後の**3年目からの2年間**については、**採用された労働局とは別の労働局管内で勤務**します。

**採用後は、監督業務を中心とするキャリアパスと、安全衛生業務を中心とするキャリアパス**があります。

※ 監督業務を中心とするキャリアパスでは、総合性を高めるため、採用後15年目までに、安全衛生業務と労災補償業務に各1年以上従事することとなります。

※ どちらのキャリアパスでも、将来的な昇進等に差はありません。



厚生労働  
本省で勤務  
する場合

※本人希望に応じて、採用後3年目以降、厚生労働本省で勤務するという選択肢もあります。

※係員級での本省勤務後は、本人希望を踏まえ、採用された労働局に戻る場合と、引き続き本省で勤務する場合とがあります。



(注)この図は一例のイメージであり、本人の勤務成績、適正、希望などにより個々異なります。



# 7 採用試験・採用後に関するQ & A

## Q. 労働基準監督官の仕事は、文系と理系のどちらに向いていますか？

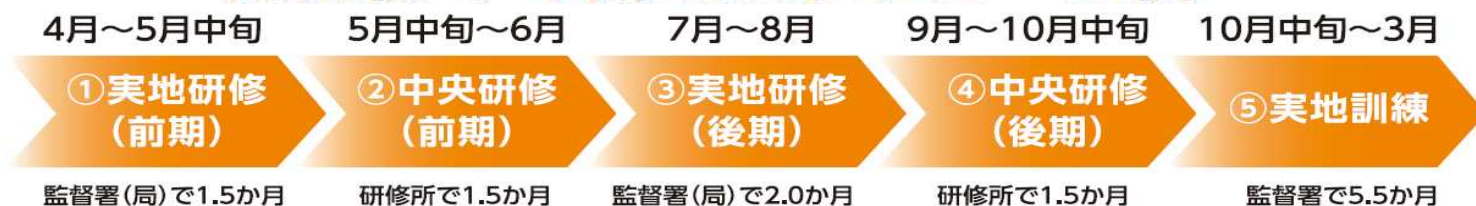
労働基準監督官は、あらゆる業種の事業場に立ち入り、賃金・労働時間や安全衛生に関する基準が守られているか調査すること等を主な職務としているため、文系的な知識のみならず、理系的な知識も必要となります。したがって、各分野の専門知識を業務に生かすことができます。なお、労働基準監督官試験には、A（法文系）、B（理工系）の区分がありますが、どちらの区分でも、採用後の給与、昇進等の処遇に違いはありません。

## Q. 採用後の研修について教えてください。

採用後に実施される研修は、法令に関する知識や産業の安全衛生に関する知識等を十分に修得できるカリキュラムとなっており、文系・理系どちらの方でも労働基準監督官として活躍することができます。

労働基準監督官は、採用後1年間、監督関係業務に係る基礎的研修及び実地訓練を受けます。この間に労働大学校で実施される中央研修（前期及び後期）を約3か月間にわたり受講することになります。また、採用時の研修のほか、その後定期的に又は昇進時において中央研修が実施されます。

### 採用後1年間のスケジュール例



#### ① 実地研修 (前期)

- 労働基準行政の概要、監督業務、安全衛生業務、労災補償業務の概要
- 監督署業務の実務補助、工場等の実地見学 など

#### ② 中央研修 (前期)

- 一般法学
- 労働基準関係法令
- 監督業務
- 安全衛生業務
- その他

#### ③ 実地研修 (後期)

- 相談、各種届出等の対応
- 監督業務、安全衛生業務、労災補償業務、司法警察業務等の実施要領 など

#### ④ 中央研修 (後期)

- 一般法学
- 監督業務
- 安全衛生業務
- 司法警察業務
- その他

# 8 試験問題例

理工系区分の採用試験では、工学に関する知識を問う問題が出題されるため、法律や経済を専攻していなくても受験しやすい試験制度となっております。

## <労働基準監督A>

(労働法)

【No. 】 労働基準法に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

- 労働基準法の適用対象となる労働者は、事業の種類を問わず、事業又は事務所に使用されている者で、賃金を支払われる者であるため、家事使用人にも労働基準法は適用される。しかし、請負契約や委任契約に基づき労務を供給している者については、労働関係の実態にかかわらず、労働基準法上の労働者とはならないため、労働基準法は適用されない。
- 賃金は、労働者又はその親権者に全額支払わなければならないとされているが、判例によれば労働者が賃金債権を譲渡している場合において、当該譲受人に賃金を支払うことや、使用者が労働者の業務の懈怠や背任を理由とする損害賠償債権を有している場合に、当該損害賠償債権と労働者の賃金債権を一時的に相殺して支払うことは認められる。
- 労働者の労務遂行上の懈怠や職場規律違反等があった場合に行われる減給の制裁は、1回の額が平均賃金の1日分の半額を超え、総額が1賃金支払期における賃金の総額の10分の1を超えてはならないとされているが、1回の事案について、平均賃金の1日分の半額を複数回にわたって減額することは差し支えなく、複数の制裁事案がある場合には、1賃金支払期における賃金の総額の10分の1を超えることも認められる。
- 労働者が、解雇の予告がされた日から退職の日までの間において、当該解雇の理由について証明書を請求した場合は、使用者は遅滞なくこれを交付しなければならない。ただし、解雇が予告された日以後に労働者が当該解雇以外の理由で退職した場合は、当該退職の日以後、これを交付することを要しない。
- 事業の種類にかかわらず、監督若しくは管理の地位にある者又は機密の事務を取り扱う者については、労働時間等に関する規定が適用されないため、これらの者を午後10時から午前5時までの間に労働させた場合であっても、使用者は、割増賃金を支払う必要はない。

【正答 4】

(経済学)

【No. 】 財1、財2の二つの財の消費量  $x_1$ 、 $x_2$  に対して、効用関数  $U = x_1 x_2$  を持つ消費者が、所得16を与えられていた。いま、各財の市場価格  $P_1$ 、 $P_2$  について、 $P_1 = 2$ 、 $P_2 = 4$  から、 $P_1 = 2$ 、 $P_2 = 9$ へと変化した。当初の市場価格で達成されていた最大の効用水準を、価格変化後にも達成したい。所得は最低限いくらあればよいか。

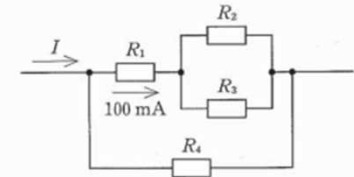
- 24
- 32
- 40
- 48
- 64

【正答 1】

## <労働基準監督B>

(工学に関する基礎)

【No. 】 図のような回路がある。 $R_1=10\Omega$ 、 $R_2=20\Omega$ 、 $R_3=30\Omega$ 、 $R_4=40\Omega$ であり、 $R_1$ を流れる電流が100mAであるとき、回路に流れる電流  $I$  はいくらか。



- 115 mA
- 125 mA
- 135 mA
- 145 mA
- 155 mA

【正答 5】

(工学に関する基礎)

【No. 】 次の極限值はいくらか。

$$\lim_{n \rightarrow \infty} \frac{1+2+3+\dots+n}{2n^2}$$

- 0
- $\frac{1}{4}$
- $\frac{1}{2}$
- 1
- $\infty$

【正答 2】



# 9 2024年度採用試験～採用までのスケジュールについて

## ◎ 受験資格

- ① 平成6年4月2日～平成15年4月1日生まれの者
- ② 平成15年4月2日以降生まれの者で、大学を卒業した者及び令和6年3月までに大学を卒業する見込みの者等

※今年度試験のスケジュールを基に記載したものです。

正式なスケジュールについては、令和5年12月25日（予定）に人事院から公表される予定です。

2月下旬頃

試験申込み（インターネット）

5月下旬頃

第1次試験（記述試験）

【第1次試験地】 ※ 全国19都市  
札幌市、盛岡市、仙台市、秋田市、さいたま市、東京都、新潟市、名古屋市、金沢市、京都市、大阪市、  
松江市、広島市、高松市、松山市、福岡市、熊本市、鹿児島市、那覇市

7月中旬頃

第2次試験（人物試験）

【第2次試験地】 ※ 全国11都市  
札幌市、仙台市、さいたま市、東京都、名古屋市、大阪市、広島市、高松市、福岡市、熊本市、那覇市

8月中旬頃

最終合格発表、採用面接

※ 最終合格発表後に、採用面接を47都道府県労働局で実施します。

10月1日

採用内定

翌年4月1日

採用

※ 各労働局の定員事情によっては、試験実施の年度中（10/1付け、翌年1/1付けなど）に採用されることもあります。